

花見会計事務所だより No. 65

早いもので、今年も残り1か月となりました。

消費税率が10%に改定され、軽減税率が導入されてから2か月ほど経過いたしました。皆様は軽減税率の対象品目がどのようなものなのかをご理解できるようになったでしょうか？

今回は再度「軽減税率」についてご案内いたします。

《軽減税率制度とは》

軽減税率制度とは、日々の生活における負担を減らすため、一定の品目に限り消費税を8%に据え置きにすることを言います。

軽減税率の対象となる品目は、下記のとおりです。

- ① 外食を除く、「**飲食料品**（食品表示法に規定する食品で、お酒類を除く）」
- ② 週2回以上発行されており、定期契約行動されている「**新聞**」

特に飲食料品の中でも、店内での飲食とテイクアウトでは異なる税率となります。

軽減税率の対象品目

飲食料品（お酒・外食を除く）



新聞



定期購読契約された
週2回以上発行されるもの

その他の品目は

10%

（標準税率）



飲食料品の範囲について

軽減税率対象

標準税率対象

テイクアウト・宅配等



外食



① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において
② 顧客に飲食させるサービス

ケータリング・出張料理等



顧客が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

飲食料品

（食品表示法に規定する食品）

↓

人の飲用または食用に供されるもの



お酒（酒税法に規定する酒類）



一体資産[※]



※ 「一体資産」とは、「紅茶とティーカップのセット商品」のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）。

**医薬品
医薬部外品等**

※ 政府広報ホームページ「知ってほしい！軽減税率制度のこと」より

上記以外にも、フードコートなど、あらかじめ飲食設備が備えられているような施設で購入する場合は、「お持ち帰り」をしたとしても原則10%の税率が適用となりますので、注意が必要です。

※軽減税率となる品目は上記以外でも対象となる場合がございますので、ご不明な場合は弊社スタッフにご質問ください。

【原山より一言】

この度は、台風19号の被害にあわれた方に、心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。



花見会計事務所

TEL: 026-248-7500
MAIL: info@hanami-kaikei.jp
URL: http://hanami-kaikei.jp